

関東・東北豪雨による大規模水害に伴い労働保険料等の納付猶予を希望される事業主のみなさまへ

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室

災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

1 対象となる事業主

災害（震災、風水害、落雷、火災等）による被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

2 対象となる労働保険料等

上記1の事業主の方のうち、損失を受けた日以後1年以内に納付期限が到来する労働保険料等の全部又は一部が対象となります。

ただし、今般の災害発生の時点で既に納期限が到来している平成27年度概算全期分及び第1期分（平成26年度確定不足分を含む）の保険料等は対象にはならず、第2期分、第3期分が対象となります。

3 必要となる手続き

納付の猶予を受けるためには、災害が止んだ日（※）から2ヶ月以内に、茨城労働局又は県内の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要がございます。

（注）※「災害が止んだ日」とは、納付などをするのに差し支えないと認められる程度の状態となった日をいいます。

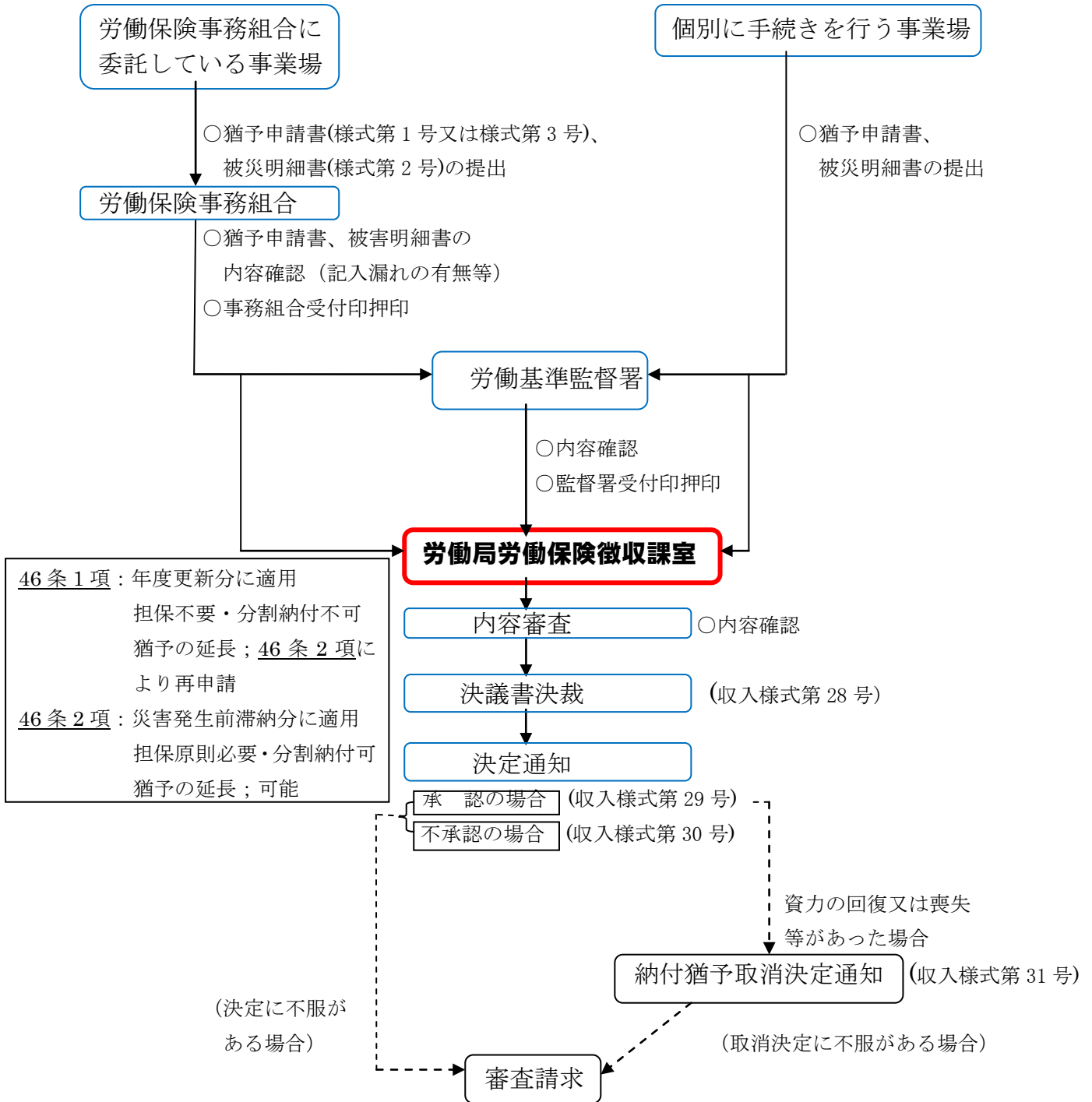
4 必要書類の入手方法

申請に必要な「納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、茨城労働局労働保険徴収室にございます。

また、「納付猶予申請書」は、こちら [【Excel】](#)、[【PDF】](#) から、「被災明細書」は、こちら [【Excel】](#)、[【PDF】](#) からダウンロードが可能です。

その他ご不明な点等につきましては、茨城労働局総務部労働保険徴収室（電話番号 029-224-6213）までご相談ください。

納付猶予申請の流れ



(注) 猶予期間は納期限の翌日から1年以内。